内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

| 提 | 案区分 | JE | | | | | | | | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> |
|------------------|-------|--------------------------------|--|---|--|---------------------------------------|-----------------|--|---|--|
| 理 号 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | | \垣加六回旋未団件及び当該団件守かり小C4に文件事例(上はも00)// |
| B 地方に対する 規制緩和 | 医療・福祉 | 備に係る交付要綱の | 法的に単一の施設となり、施設 基準も一体化されたことに伴 | 現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1)交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2)交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照 | 等の認定こども園への移行に弾みがつく。 | 交付金) | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 長岡市 | 県奈条県市 浜賀市防島市、長務穂、八敷、倉市、、大谷瑞市、八敷、徳市、、倉市、、倉市、、倉市、・倉市、・倉市、・倉庫、・谷田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 安障事例 ○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要が生じるなど事別が類様化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で覚することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映さないケースも想定される。 ○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に障をきたしている状況にある。複数の交付金を併存させるのであれば、少ななとも合作間で交付申請スケジュール様式の統一化を図るべきである。また、6月下旬に内示が出るのでは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能スケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出せるようスケジュールを見直すべきである。 の幼保連構型認定こども園施設整備文付金により交付されることとなったが、前者は市町村への直接補助後者は集を通じた間接補助となっており、整備補助が一元化されておらず、交付事務が頻建となっている。平成28度においては、保育所部分については、平成77年度より、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」おより支持されておらず、交付事務が頻建となっている。平成28度においては、保育所部分については「安心こども基金」を追加交付がされないため、本県においては交付を一元化できていい。 ○認定こども園施設整備交付金とはこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化、事業者、市町村に何度か直とを基金や保育所等整備交付金とは、北たの大きが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表 |
| B 地方に対する 規制緩和 | 医療·福祉 | も園整備に係る交付金制度の一元化 | 保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての 法的位置づけを持つ単一施設 とされ、指導・監督や財政措 の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国 費は、保育所部分は「保育所等 整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設 整備交付金(文部科学省)」と 別々であり、交付金事務の流れ も異なる。 | する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとか・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。《参考》(保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助 | の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないこと、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなけれならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じている | 4の3 保育所等整備交付金 交付要綱 認定こども園施設整 | 厚生労働省 | 国地方知事会、三重県、日本的には、またのでは、日本的のは、これをは、日本的のは、日本のには、日本のには、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の | 其市柏川市鳥敷市德媛島県、市県、取市、島県市、北 県、市県、取市、島県市、北 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | ○幼保連携型認定こども園を新設する場合は、単一施設であるとして、中核市は認可し、その整備に補助を活用・ 場合、保育所部分は、厚生労働省、幼稚園部分は文部科学省に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生し いる。また、他用部分については、交付申請にあたり、何 官・ |
| D 地方に対する 規制緩和 | 医療・福祉 | 事業における長時間 開所加算の要件緩和 について | 育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時 | [現状] 平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブに以下「育成クラブ」)の入所が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児童育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時を超える時間が零件とされている。 【支障事例】 本県の育成クラブは、平日12時~14時の間に開所するクラブが全体の8割を閉めている一方、約60%のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加賀の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあっていないと思われる。 ※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間開所加算は60箇所で約6.7%としか活用できていない。 | | | 厚生労働省 | 兵庫県、川 西市 | 市、宇部市、 久留米市、徳 八島県 | 〇本市の放課後児童クラブのうち、91%が平日に5時間以上開設しており、要件が緩和されれば加算に当たること。更に、土曜日の開館時間を延長するインセンティブになり、児童の安全、安心な原場所づりが促進される。〇本県の放課後児童クラブは、平日12時・4時的間に開所するクラブが全体の5割を占めても方、6割のクラが18時から19時に開所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間開所加算の要件を満たすができない施設が多数を占めており、補助要件が現実と合っていないと思われる。※本県の放課後児童クラブ151 ができない施設が多数を占めており、補助要件が現実と合っていないと思われる。※本県の放課後児童クラブ151 がのうち、長時間開所加算にはおいいの当時までの5時間30分のため、現行の規定では補助金の対象となってしまう。平日に学校が終わる時間を考えると、一日の開所時間は5時間~5時間30分か一般的であり、61間という規定は現実的ではないと思われる。 〇本市の学童保育の月ではないと思われる。 〇本市の学童保育のラブは、平日14時に開所、18時30分から19時に開所します。そのため、1日6時間を超えて1所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができません。 〇本市の学童保育所においても、平日は最大で6時間までの開所しかしておらず、6時間を超えていないため該当ない。時間の緩和を希望する。 |

| 管 | 理 | 提案 | <u> </u> | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|----|------|--------|----------|---------------------------------|--|--|--|-----------------|-------------|--|--|--|
| | | 区分 | 分野 | (7-3-1) | | | | | | | 団体名 支障事例 | |
| 24 | 2 規制 | 地方に対する | 消防·防災·安全 | 準の設定に係る内閣 総理大臣への協議・ 同意の廃止 | し、特別基準の設定に係る内閣 総理大臣の協議・同意を廃止 するとともに、設定に伴う財源 措置を確実に行うこと。 | 災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。 気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。 | が実現する。 | 災害救助法施行令第 3条 | | 関合県府府県県、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、鳥のでは変都阪庫歌取は、、、、鳥のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 徳島県 ○被災地の地域性や災害の種類に応じた必要な教助を迅速に実施するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきであるため。 | |